

高すぎる親の経済負担

三 輪 定 宣

はじめに

つい先日、今年（二〇〇五年）二月上旬、私の勤める大学で一人の女子学生が母親を伴い奨学金の相談に訪れた。昨年、父親が失職したため、本人のほか高校生と高校受験を目前に控えた中学生の三人の学費を、母親のパートと本人のアルバイトの収入では支払えないので、奨学金貸与の推薦をしてほしい、という内容であった。

この例のように、高すぎる学費がさまざまなかたちで学生、生徒、家庭を直撃し、教育の権利や機会を脅かしている。その実状、問題やあり方を考えて

みよう。

一、教育費負担と奨学金の現状

(1) 教育費負担の現状

はじめに、政府統計により教育費家計負担の現状と推移を概観してみよう。

教育費家計負担の現状は、文部科学省の調査によれば表1の通りである。同統計調査で「学習費」とは、保護者が支出した学校、学校外の教育費の合計、また、「学生生活費」とは、学生が支出する「学費」と「生活費」の合計である。両調査を通して、幼稚園から大学までの教育費家計（父母、保護者、個人、

表1 教育費家計負担額(「学習費」と「学生生活費」)と家計支出
(2002年度、年間1人当たり、単位：金額は万円)

学校種	総 額	授業料	総額／家計支出
幼稚園 (公立)	23.3	7.4	6.3%
(私立)	51.9	34.6	14.1
小学校 (公立)	29.2	—	8.0
中学校 (公立)	43.7	—	11.9
(私立)	123.2	39.0	33.5
高 校 (公立)	52.8	11.1	14.4
(私立)	103.1	34.7	28.1
大 学 (国立)	112.9	46.9	30.7
(公立)	115.9	47.3	31.6
(私立)	181.0	86.8	49.3
(平均)	170.7	80.7	46.5
家計支出	367.4		

(注)大学は4年制の昼間部。家計支出は2002年、全世帯、月額平均30.6万円。
(資料)教育費は文部科学省『平成14年度・子どもの学習費調査報告書』、『平成14年度・学生生活調査結果』より作成。家計支出は総務省「家計調査年報」。

表2 大学の初年度学校納付金額(2002年度、単位：万円)

	総額	授業料	入学料	検定料	施設 設備費	実 験 実習費	その他
国立	81.2	49.7	28.2	3.3	—	—	—
私立	143.9	80.4	28.5	3.4	20.3	6.4	11.1

(資料)文部科学省調査。

表3 大学の授業料、家計支出の推移(1975～2005年度、単位：金額は万円)

年度	国立金額(指数)	私立金額(指数)	私立 ／国立	家計支出 (月額平均)
1975	3.6(1)	18.3(1)	5.1	15.8(1)
1985	25.2(7.0)	47.5(2.6)	1.9	27.4(1.7)
1995	44.7(12.4)	72.3(4.0)	1.6	32.9(2.1)
2005	53.6(14.8)	80.7(4.4)	1.5	30.4(1.9)

(注)2005年度欄の国立は予算案、私学は2003年度の数値、家計支出は2004年の場合。

(資料)同前。

私費)負担の実態が把握できる。なお、二〇〇二年
度数値が最新であり、二〇〇四年度調査は二〇〇五
年二、四月に発表の見込みである。比較のため家計
支出(年間家計消費支出を掲載した)。

大学の初年度学校納付金額は、表2の通りである。
学費の推移を授業料についてみると表3の通りで
ある。

一九七五〜二〇〇五年度の三〇年間の各経費の伸
び率が、国立大学学費一・四・八倍、私立大学学費四・
四倍(程度)であり、家計消費一・九倍(程度)に
比べ、学費値上げの激しさはまさに狂乱のである。
それは、必然的趨勢ではなく、政府の「受益者負担」
政策により計画的・意図的に推進された結果である。
一九七一年の中教審答申が公然と「受益者負担」政
策を打ち出し、一九八〇〜九〇年代の「行政改革」、
二〇〇〇年代の「構造改革」のもとで継続的に学費
値上げが行われた。

国立大学法人化の主なねらいも財政縮減、学費引
き上げであり、学費政策の元締め財務省の財政制度
等審議会は、「受益者負担の徹底」「自己収入の確保」
「私立大学との格差是正」「学部別授業料」「無利子

奨学金の縮減」などの方針を掲げ、二〇〇五年度授
業料予算案(一万五〇〇〇円引き上げ五三万五八〇
〇円、入学料二万三〇〇〇円と合わせ八一万八八
〇〇円)を決定した。各国立大学法人の学費は、国
の定める標準額の一〇%以内で定めることとされて
おり(国立大学等の授業料その他の費用に関する省
令)、国が標準額を引き上げれば、各大学はほぼそれ
に従わざるをえない。

現に、二〇〇五年度授業料について国立大学協会
や中四国国立大学法人一〇学長、東北同三学長が連
名で値上げ反対アピールを発表するなど、国立大学
関係者・団体は学費引き上げに強く反対しているが、
二〇〇五年二月一四日現在、全八九大学中四八大学
(五三・九%)が二〇〇五年度授業料の値上げを決
定し、据え置きは佐賀大学一校にとどまっている(二
月一五日、文部科学大臣答弁)。未定の四〇大学も値
上げを余儀なくされるであろう(拙稿「国立大学法
人化で新局面を迎える高学費と大学の未来」『前衛』
二〇〇四年六月号)。

(2) 奨学金の現状

他方、高校・大学等の進学に関係する公的奨学金

の現状はどうであろうか。

日本学生支援機構（旧日本育英会（特殊法人）が独立行政法人として改組され、二〇〇四年四月設立の二〇〇四年度の場合、第一種奨学金（無利子貸与）は、貸与月額が国公立大学・自宅四・四万円、私立大学・自宅外六・三万円、貸与条件は学力が高校の成績三・五以上、大学の成績が上位三分の一以内、給与所得一〇八一万円以下、第二種奨学金（有利子貸与）は、貸与月額三、五、八、一〇万円の四段階、貸与条件は高校・大学の成績が平均以上、給与所得一六四二万円以下、などとなっている。

高校の公的奨学金は、旧日本育英会から都道府県に移管された。新潟県の場合（二〇〇五年度予定）、予約奨学生三三〇人程度、貸与月額は公立・自宅一・八万円、私立・自宅外三・五万円、申し込み資格は中学校の成績三・〇以上、収入基準額（総収入から所定額を控除した額）は四人世帯で二八六万円、などとなっている。

いずれも、奨学金とはいえ貸与という形式の借金で長期にわたる返還が義務づけられ、実際の教育費・学生生活費に対する貸与額が少なく、学力・所得制

限があり貸与人数が限られるなど、多くの問題を含み、奨学の機能、効果は十分とはいえない。このほか、自治体、民間団体、個人などの奨学金があるが、公的奨学金を含め、総じて日本の奨学金は異常な高学費を補うにはきわめて不備、貧困である（拙稿「学費・奨学金問題からみえる学生生活―その根本的解決のために―」『前衛』二〇〇一年四月号）。

二、高すぎる教育費負担の弊害

教育費負担の基本的な問題は、憲法・教育基本法や国際人権条約の理念―教育を受ける権利（教育への権利）、無償制、教育の機会均等―に反し、教育費家計負担が異常に高く、教育のゆとりの喪失、水準・質の低下、機会の不均等など、教育全体を根底から蝕むとともに、それが少子化を促すなど、日本社会の衰退要因となっていることである。

周知のように、憲法二六条は「教育を受ける権利」と義務教育の無償制を定め、これを受け、教育基本法三条は「教育の機会均等」について次のように規定している。「すべて国民は、…経済的地位…によって教育上差別されない。（二項）国及び地方公共団体

は、…経済的理由によって修学困難な者に対して、奨学の方法を講じなければならない。」

しかし、国民の教育費負担の実状は憲法・教育基本法違反状況にある。表1のように、子どもの年間一人当たり教育費の家計負担額の家計支出に対する割合（教育費家計負担率）は、憲法で無償とされる義務教育の公立小中学校でも、八〇・一二％、義務教育以外では幼稚園（公立）六％、同（私立）一四％、高校（公立）一四・二％、同（私立）二七・八％、大学（国立）三〇・五％、同（私立）四八・八％を占める。平均的所得の家庭で、家計に占める子ども一人当たり教育費の割合が一〇～五〇％に達するのは異常で均衡を失してをり、家計に耐え難い重圧となっている。低所得、失業・倒産等による家計急変、就学者が複数・多数、私学に在学、自宅外・遠距離通学などの場合、教育費は負担能力の限度をはるかに超え、家計を大きく圧迫する。

重すぎる教育費家計負担が、進学・修学、とりわけ高等教育のそれを困難にし、教育の機会均等を空文化している。一八才人口は、少子化により、一九九二年度を境に減少の一途をたどっており、国民の

高い進学要求や大学の収容余裕能力のもとで、今日では希望者の「大学全入」が実現する段階にあるが、高学費がそれを抑制している。

大学進学率（短大、浪人を含む）は、一九七五年度三八・四％から一九九〇年度三六・三％まで一五年間抑制されたが、一九九一年度三七・七％から一九九九年度四九・一％までの九年間、一一％急上昇している。しかし、その後、二〇〇〇年度四九・一％から二〇〇四年度四九・九％までの間、頭打ちである。バブル崩壊、長期不況などを背景に、高学費がその重荷となり、多数の高校生・青年の進学の夢を奪っていることは否定できない。

大学に進学しても、「バイト必修、授業選択」といわれるように、学費や生活費を補うため、一般的に学生はアルバイトを行い、図書費・食費の節約など、学習・生活条件を切りつめ、修学困難な状態に置かれていく。学生を援助し、仕送りをする家庭も、総じて多大の苦勞、緊縮生活を余儀なくされている。この状態では、若者が生涯の基礎的教養、新しい時代を生き、切り拓く能力を十分に身につけることは難しく、それは個人のみならず、日本社会の停滞、

損失をまねくことは避けられない。

また、高校・大学の高学費に備え、子どもの幼少期から「学資保険」「子ども保険」加入などの積立が不可欠となり、そのために生活費を切り詰め、過重な残業、共働きなどで多忙、無理を強いられ、子どもの成長期に必要な家庭の生活や教育のゆとりが失われる。

さらに、高学費の「投資」に見合う高収入の社会的地位、そこに直結する有名高校・大学などをめざし、子どもは幼少から受験勉強に駆り立てられ、そのための高い月謝・授業料とあいまって、際限なく教育費が膨張する。過度の受験競争に加え、教育投資の「回収」のため、大学卒業などの学歴・学習の成果は私的利益追求、人生競争の手段に矮小化される風潮を助長し、人格に深い傷痕を刻み、社会を毒することになる。

影響は教育にとどまらない。子どもの幼少から大学までにかかる膨大な教育費とそれに伴う教育環境の劣化は、諸調査の明示するように、若い世代の結婚、出生・育児の条件や意欲を奪い、少子化を加速し、それが、労働・消費人口の急減、高齢人口の累

増など、経済や社会の活力を確実に衰退させている。

人間の発達と社会をガン細胞のごとく蝕む日本独特の超高学費は、政府の教育政策の失敗の明白な証であり、もはや完全に行き詰まったというべきであろう。

三、学費負担の

国際比較

学費の国際比較は、表4の通りである。

この表に示されるように、日本の国立・私立とアメリカ・私立の学費が際立って高い。イギリス、フランス、ドイツには私立大学が基本的に存在せず、アメリカの場合、私立の学生の割合は二割程度であり、日本のその

表4 大学学費の国際比較(2001~2003年)(単位:万円)

日本		アメリカ		イギリス		フランス		ドイツ	
国立	80.2	州立	37.7	国立	20.7	国立	1.4	州立	1.6
私立	129.3	私立	165.3	—	—	—	—	—	—
2003年初年度学生納付金		2001年授業料、その他		2002年授業料		2001年学籍登録料		2003年度学生パス等	

(資料)文部科学省『教育指標の国際比較・2004年版』より作成。

七三・五％（二〇〇三年）に比べてかなり少く、私学の高学費の影響は比較的少ない。欧米では、教育の機会均等原則に基づく所得に応じた給与制を根幹とする奨学金制度が発達、普及し、低所得者ほど優遇され、学費も相殺され、生活費が十分に支給される。日本の奨学金は、すべて貸与制であり、成績基準で選別され、低所得者優遇のしくみがないなど、国際的には異例の欠陥奨学金である。

日本の学費の異常な高騰、貧困な奨学金の理由はなにか。そのひとつは、教育財政の長期冷遇であり、高等教育費の公財政支出の対GDP（国内総生産）比が極端に低落したことである。OECD（経済協力開発機構）の調査によれば、その実状は表5の通りである。

日本は〇・五％であり、OECD

表5 高等教育費の公財政支出の対GDP比の国際比較(2000年) (%)

OECD平均	フィンランド	カナダ	フランス	ドイツ	アメリカ	日本
1.0	1.7	1.6	1.0	1.0	0.9	0.5

(資料)OECD『図表で見る教育 2003年版』

D加盟国平均一・〇％の半分しか高等教育に予算を支出せず、必要な財源を私費負担に転嫁し、その対GDP比は〇・六％、加盟国平均〇・三％の倍に達している。学生・国民を苦しめる超高学費は、まさに「政治災害」といってよい。

学費高騰のもうひとつの大きな理由は、国際人権規約、そこに現された教育人権確立の国際的協調の無視である。周知のように、国際人権規約（「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（A規約）」一九七九年、条約6号）第三三条は「教育についてのすべての者の権利」を認め、中等教育はもとより、「高等教育は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、能力に応じ、すべての者に対して均等に機会が与えられものとする」と。…適当な奨学金制度を設立」することを明記している。

この条約の締結国は現在（二〇〇五年三月）、一五一方国にのぼるが、そのうち第一三条の中等・高等教育の無償制の条項を留保し、それを実施していないのは、日本、マダガスカル、ルワンダの三方国である（アメリカは規約全体未批准）。この日本政府の

独善的態度に対し、国連社会権規約委員会は、二〇〇一年八月、その留保撤回の検討を勧告し、二〇〇六年六月三〇日までの期限付きでそれに基づく措置やNGO、市民との協議の結果の報告を求め（いわゆる「二〇〇六年問題」）、大学評価学会等、国内の関係団体は、政府にその具体的措置・協議を求める要請をしている。日本政府は、この間、進学者と非進学者の負担の公平、私立大学の割合の大きさ、奨学金・授業料減免制度の存在等を理由に、これに反論しているが、国内外の納得を得ることはとうてい不可能であろう。

日本の高等教育費の公財政支出の水準（対GDP比〇・五％）をOECD加盟国平均一・〇％並に引き上げれば、年間GDP五〇〇兆円の〇・五％＝二・五兆円を増額できる。二〇〇三年度の場合、日本の大学の年間授業料は、国立五一・一万円、私立八〇・七万円、学生数（短大生、大学院生を含む）は国立七六・五万人、私立二二八・九万人であり、その完全無償化に要する経費は、約二・二兆円である。年次計画で高等教育の漸進的無償化を実現することは、財政的には決して無理ではない。

「知識中心の社会」といわれる二一世紀に備え、社会のあらゆる発展の源泉である教育への財政支出を飛躍的に増額し、とくに無償教育の実現、給与制奨学金を導入することは、日本社会の将来の存亡にかかわる国民的政治課題といえよう。

（みわさだのぶ・帝京平成大学）

